

川崎市障害者等雇用推進・就労援助事業委託プロポーザル評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、川崎市障害者等雇用推進・就労援助事業を委託して実施する上で、公平かつ適正に審査及び選考をするため、川崎市障害者等雇用推進・就労援助事業委託プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について、別に定める基準に従い審議するものとする。

- (1) 事業目的を達成するための提案内容に関すること
- (2) 事業者の適格性に関すること
- (3) その他選考に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会の委員は、次のとおりとし、委員長は健康福祉局障害保健福祉部長、副委員長は健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課長とする。

- (1) 健康福祉局障害保健福祉部長
- (2) 健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課長
- (3) 健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長〔自立支援〕
- (4) 健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課長
- (5) 経済労働局労働雇用部担当課長〔雇用〕

2 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第4条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員は、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、予め委員長の許可を得て、代理を指名することができる。

(審査及び選定)

第5条 委員会は、第1条の事業を受託するためプロポーザルへの参加意向を申し出た事業者のうち、あらかじめ健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課（以下「障害者社会参加・就労支援課」という。）から、参加意向申出書、実績表、コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書、誓約書その他関係書類の確認を受け、参加資格があるものと認められた事業者に対し、事業の企画及び提案の内容について、プレゼンテーションさせることができる。

2 委員会は、前項の規定により、プレゼンテーションを実施する場合には、参加事業者に対し、あらかじめ提案書、見積書、決算書その他関係書類（以下「提案書」という。）を提出させ、実施するものとする。

3 委員会は、プレゼンテーションを実施した場合には、提案書等及びプレゼンテーションの内容について、出席した委員及び代理者ごとに、別に定める評価基準による評価及び審査を行い、当該評価及び審査結果を合計した上で、最も優れた事業者を委託事業者として選定する。ただし、当該評価及び審査結果を合計した結果、2以上の事業者が同点となる場合は、出席した委員及び代理者による審議等を行った上で、選定することができる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(提案書の評価)

第7条 事業者から提出された提案書について、委員は、あらかじめ事業を実施する所管課長（以下「所管課長」という。）が作成した評価基準に基づき評価を行う。

(評価結果の報告)

第8条 所管課長は、前条の規定による評価結果を健康福祉局業者指名選定委員会に報告するものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年1月21日から施行する。